

宗像市下水道事業運営審議会の傍聴に関する取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、宗像市下水道事業運営審議会（以下「審議会」という。）の傍聴について、その取扱を定めるものとする。

(審議会の傍聴)

第2条 審議会は公開とし、傍聴することができる。ただし、個人情報等に関する内容が含まれた議事の場合は、原則として傍聴することができない。

(傍聴の受付及び入室)

第3条 傍聴を希望する者（以下「傍聴人」という。）は、会議開催時刻の30分前までに受付をしなければならない。また、5分前までに会議室へ入室しなければならない。

(入室の制限)

第4条 傍聴席は会議室に応じて決定し、満席になり次第傍聴の受付を終了する。

(遵守事項)

第5条 傍聴人は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 大声を出したり、騒ぎ立てたりする等会議の進行を妨害しないこと。
- (2) 議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。
- (3) 会議における発言に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (4) 写真撮影、映像の録画又は録音等をしないこと。ただし、事前に会長の許可を得た場合を除く。
- (5) 携帯電話は、電源を切るかマナーモードにすること。
- (6) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (7) 事務局職員の指示に従うこと。